

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①広尾町の人口構造

広尾町の人口は、昭和 40(1965) 年に総人口が13,598 人をピークに減少している。平成 30 年3 月末現在の人口は 6,875 人で、平成20 年3 月末の8,209 人と比較して 16.3%減少しており、年齢3区分別人口構成比では生産年齢人口52.7%、年少人口10.1%、老年人口37.7%の割合で生産年齢人口、年少人口の減少、老年人口の増加がみられ人口減少とともに少子化・高齢化が進んでいる。

■人口構造

	総人口	年少人口 15歳未満	生産年齢人口 15～64歳	高齢人口 65歳以上	年少人口率	生産年齢人口 率	高齢化率
平成30年3月末	6,875	693	3,623	2,559	10.1%	52.7%	37.2%
平成20年3月末	8,209	1,036	4,903	2,270	12.6%	59.7%	27.7%

また、広尾町では 1970 年までの高度経済成長期に、人口が急激に減少しており、この原因は、漁業・農業から他産業への転業による他の地域（帯広市・札幌市等）への大きな人口流出があったためと考えられる。その後、1970 年代からの安定成長期、1980 年代後半から人口が減少傾向は続いている。

2015 年以降の国立社会保障人口問題研究所(社人研)の推計によれば、今後、人口は急速に減少を続け、2045 年には、約 3,394 人(2015 年から約 50%減少)に、国の示す 2065 年には、約 1,770 人(2010 年から約 78% 減少)になるものと推計されている。

②広尾町の産業構造

広尾町は、北海道十勝管内の最南端に位置し、東は北海道有数の漁業資源を有する太平洋、西は日高山脈の山並みがそびえ立ち、豊かな自然を生かし、漁業、農業、林業などの第 1 次産業を基幹産業として発展してきた。

十勝港は昭和 45 年に重要港湾に指定がされ平成 11 年に開港し、港湾整備を重点としたまちづくりを推進している。本町の産業に従事者数でみると、第 1 次産業（農林漁業）は22.7%、第 2 次産業（建設業、製造業）は21.1%、

第3次産業（サービス業その他）は54.5% となっている（平成27 年国勢調査）

■産業構造(従事者別)

	従業者数	割 合
第1次産業	808	22.7%
第2次産業	753	21.1%
第3次産業	1,943	54.5%

③中小企業者の実態

広尾町においては、人口の減少とともに生産年齢人口も減少しているが、町内商工業者数は10年前と比べ微増っており、そのほとんどが中小企業となっている(平成20年4月412事業所、平成30年4月443事業所 広尾町商工会調べ)

(2) 目標

広尾町内では、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでいることから、町内企業の設備の更新や担い手の育成などにより、魅力ある企業への発展を促していく必要がある。

広尾町は、町内中小企業の労働生産性や付加価値の向上を支援し、町内経済の維持・発展につなげていくため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の認定件数を3件程度とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

導入を促進する先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であることから、自家消費のために事務所や工場等の建物の屋上に設置するもののみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画における対象地域は、広尾町内全地域とする。

(2) 対象業種・事業

広尾町の産業構造において、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 5 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

広尾町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、広尾町の経済・雇用を支えるもののみを認定の対象とする。